

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和6年6月20日
担当課	予防衛生課

契約業者名・住所	株式会社宮本工業所 富山県富山市奥田新町12番3号
工事の名称	松戸市斎場火葬炉改修工事
工事の場所	松戸市串崎新田63番地の1
種別	機械器具設置工事
工事期間	令和6年6月27日から令和6年9月30日まで
契約金額	25,960,000円
工事の概要	斎場火葬炉2基の耐火煉瓦の全体積替工事、及び関連施設機器の更新工事等
随意契約の理由	火葬炉設備は火葬炉だけではなく排気設備（排気ファン）・燃焼機器（燃焼空気プロア）を含めた全体的なバランス及び、制御盤や操作盤等の機器類等のシステム制御が一体となり稼働している設備である。部分的な工事によってトラブル・事故が発生した場合、責任の所在が不明確になることがないように配慮し、斎場という施設の性能を十分把握し、利用者への迷惑期間を最短の工事期間で行うことができる。火葬炉の改修工事が確実な稼働を絶対条件とすることから、当該火葬施設の製造及び施工業者である（株）宮本工業所に依頼することが最適と思慮されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約とする。